

E-KIZUNA Project 協定

さいたま市（以下「甲」という。）と本田技研工業株式会社（以下「乙」という。）は、地球温暖化防止と持続可能な低炭素社会の構築を目標とする甲の電気自動車普及施策「E-KIZUNA Project」（以下「本プロジェクト」という。）を共に推進するため以下のとおり協定を締結する。

甲は、東日本をリードする政令指定都市として電動車両を始めとする「次世代自動車の導入と普及」、さらには「災害に強い環境未来都市」を推進し、「自由な移動の喜び」と「豊かで持続可能な社会」の実現を目指す乙は、電動2輪車や電動カートの量産販売を始め、ハイブリッド車で培った技術を活用した電気自動車やプラグインハイブリッド車、燃料電池電気自動車など様々な電動車両及び家庭用小型発電機、太陽光発電についても研究開発を行なっている。

甲乙は、今後の我が国に、様々なエネルギーを用いた多様な輸送手段の整備が必要不可欠であるとの認識に基づき、次世代自動車の普及、災害に強い環境未来都市創りを強力に進めるため、両者のみならず様々な組織又は団体の本プロジェクトへの参加を促し、様々なエネルギー供給が可能な環境の整備とセーフティネットの構築を始めとする広範囲な取組を推進する。

甲乙は、本プロジェクトを推進するとともに、地球温暖化防止と持続可能な低炭素社会の構築を目標とする本プロジェクトの主旨を全国的に拡大するために必要な協力を行い、我が国が世界をリードする温室効果ガスの高い排出削減目標の達成に寄与するものとする。

本協定に基づく本プロジェクトへの取組内容の詳細については、甲乙協議の上別に定める。

尚、本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。但し、本協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し入れがない時は、更に1年間延長し、その後も同様とする。

甲乙は、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有する。

平成23年5月23日

甲：埼玉県さいたま市浦和区常盤
6丁目4番4号

さいたま市長



乙：東京都港区南青山2丁目1番1号

本田技研工業株式会社
代表取締役社長

